

(公印省略)

別政推第4-0001号

平成25年4月1日

各部長
議会事務局長
教育長
消防長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
農業委員会事務局長
会計課長

殿

企 画 部 長

平成25年度予算の執行方針について

平成25年度の地方財政対策では、国家公務員に準じた給与削減措置等により地方交付税が6年ぶりに減額され、地方にとって厳しい内容となりました。

国は、政権交代を機に国・地方のプライマリーバランスを黒字化するという財政健全化目標に向けての取り組みを加速させており、これまでの地方の一般財源総額を確保する政策が継続されるか不透明な状況で、地方財政に大きな影響が及ぶことが懸念されます。

このような状況にあっても、市民の安全・安心を確保する防災・減災対策や低迷する地域経済の活性化、少子高齢化対策、老朽化が進む公共施設の改修など、必要な財源を確保しなければなりません。

平成25年度予算は、こうした諸課題の解決と将来の発展を見据え、「第3次別府市総合計画」の将来像の実現に向け「安全・安心」、「社会資本長寿命化」、「環境への配慮」、「地域経済の活性化」、「次世代育成支援」、「地域再生」の6分野に財源を重点配分しました。また、地域経済の現況に配慮し、公共事業費については可能な限り事業を前倒しし、平成24年度3月補正予算と一体的に13か月予算として編成したほか、市独自の経済対策も盛り込みました。

この財源として基金を大幅に取り崩していますが、今後も、市税など自主財源の

大幅な増加は見込めず、国の地方に対する財政措置も不透明な状況です。さらに、少子高齢化に伴い社会保障費は増え続けています。

これらの将来の財政支出に備え、安定した行政サービスを提供できる持続可能な財政基盤を確立するためには、個々の事務事業の目的と成果を明確にし、費用対効果の検証によって事業の効率化を図るとともに、既定経費の不断の見直し等により、経費の節減に努め、歳出総額を抑制し、基金の取り崩しをできる限り縮減していかなければなりません。

このような状況を踏まえ、予算執行にあたっては、本市財政の現状と課題を貴所属職員に周知徹底するとともに、施策の目的が確実に達成されるよう下記事項に留意のうえ適切に対応するよう命により通知します。

記

1 予算の早期及び効果的執行について

- (1) 社会保障関係費の増大が財政を圧迫するなか、積極的予算を編成した趣旨を踏まえ、経済効果の早期発現等の観点から、補正予算に係るものを含めた事業の計画的かつ迅速な執行に努めてください。
- (2) 施設建設等に係る基本構想や、基本計画の策定及び実施設計等の作成にあたっては、市民満足度とコストを精査し、完成後の管理方式や運営経費等の財政負担を軽減できるようにしてください。

2 予算執行に係る事前協議の徹底

- (1) 予算執行時に事業計画の変更が生じた場合、補助金等の特定財源の変更に伴い新たな予算措置が必要となった場合又はその恐れがある場合は、事前に政策推進課と協議してください。起債対象事業の内容、事業費等が変更となる場合も同様です。
- (2) 入札差金等により生じた予算の執行残額については、歳出予算の配当を減額するものとし、追加工事や他の事業等への流用は認めません。減額、留保等の予算執行残額に係る取扱いは政策推進課と協議してください。
- (3) 予算流用については、流用が必要となる事態が発生した時点で速やかに政策

推進課と協議してください。予算を担保せずに実施した事後報告による予算流用は認めないので留意してください。

- (4) 国・県の補助事業について制度改正等により新たに一般財源化等の動きがある場合は、速やかに政策推進課と協議してください。

3 関連事業の連携と協働事業の推進

- (1) 実施事業の目的・効果を明確にし、所管を超えた関連事業の連携や統合等、経費の節減及び効果の増大に努めてください。
- (2) 人口減少社会を迎え、地域の課題を解決していくためには市民やNPO法人等の活動を拡充することが特に重要であり、各分野における協働事業を積極的に検討し、その推進を図ってください。

4 事務執行の適正化等

- (1) 平成24年度に実施した補助金の見直しや行政評価の結果を踏まえ、事業執行の改善を図り、効率的かつ効果的な執行に努めてください。
- (2) 議会や監査委員の指摘事項については、早期に改善し、適正な執行に努めてください。
- (3) 平成24年度のテーマ監査（使用料・手数料の減免について）で受けた指摘や意見を真摯に受け止め、是正措置を講じてください。

予算執行に係る個別留意事項

1 全般的事項

- (1) 「第3次別府市総合計画」及び「第3次別府市行政改革推進計画」の着実な前進を図ってください。
- (2) 歳出予算は年間配当とします。
- (3) 補正の対象は、実施計画登載事業で当初予算編成時において協議済のもの、国・県の制度改革等に伴うもの、災害復旧事業費など緊急性を有するもの等で、真にやむを得ないものに限りします。
- (4) 効率的で適正な予算執行を図るため、事前に関係各課等との十分な調整等を行い、執行にあたって支障のないよう対応してください。

2 歳入について

- (1) 各事業における特定財源の確保には万全を期してください。また、新たな制度の検討・活用を行い、財源の確保及び増収を積極的に図ってください。
- (2) 市税については、課税客体の的確な把握に努めてください。また、納期内納付・滞納整理の促進を図り、徴収率向上に努めてください。
- (3) 使用料については、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、適正な料金改定を行うとともに施設の利用促進などにより増収を図ってください。
なお、使用料の減免については従来の慣習に捉われることなく適切な運用に努めてください。
- (4) 国・県支出金については、積極的に国・県に要請し、所要額の確保を図ってください。また、事業の進捗状況に応じた概算交付を受けるなど、適切かつ早期の収入確保に努めてください。
- (5) 市債については、有利な地方債の活用を努めてください。
- (6) 歳入全般について、予算計上額を確保することはもちろん、努めて増収を図ってください。特に国・県支出金については収入を早期に確保する観点から積極的に概算交付制度を活用してください。

3 歳出について

- (1) 「平成25年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から、更に精査を加えた上で「年間執行計画」を策定するとともに、主要事業をはじめ予算計上した各事業の事業目的が十分に達成できるよう、適切な執行を図ってください。
- (2) 事業の実施にあたっては、「最少の経費で最大の効果」が得られるよう、経済性、効率性の確保は勿論のこと、あらゆる創意工夫により経費の節減に努めてください。特に、施設の維持管理費や事務費などの物件費については、必要性、優先性、費用対効果などのコスト意識を持ち、執行の段階で更に見直しを行ってください。
- (3) 普通建設事業費については、コストの更なる削減等を図るとともに、「年間執行計画」に基づく進捗管理を行い、他の工事との関連、実施時期等を検討した上で、年度末に施工が集中することのないよう、計画的に実施してください。
なお、予算の効率的な執行と経済投資効果を図る観点から、早期発注が可能なものについては、前倒し執行に努めてください。
- (4) 予算の執行を他の課等に委託している課等においては、常に委託事業の進捗状況を把握しておいてください。
- (5) 平成24年度から平成25年度への繰越明許費については、年度内完了に向け適切な執行に努めてください。平成25年度事業については、年度内完了に努め、平成26年度への繰越明許費等の措置を講じることのないよう対応してください。
なお、工期の遅れ等により、年度内完了が危ぶまれる事業については、その事態が発生した時点で、政策推進課と協議し、適切に対応してください。
- (6) 委託事業については、実施時期、費用対効果を再検証し、効率的に執行するよう努めてください。また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の創意工夫を生かす中で、歳入確保と経費節減の方策等について適宜協議し、適切な管理運営が行われるよう対応してください。
- (7) 各種団体等への補助金については、安易な事前交付をしないでください。特に団体運営費補助金については、年度当初に一括交付せず、適宜分割交付して

ください。

- (8) 補助金等の交付にあたっては、「別府市補助金等交付規則」の規定に基づき、申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、要綱が制定されているものについては、その整合性等について十分精査し、公正かつ適正に執行するとともに、最も効果的、効率的に実施されるよう対応してください。また、「事業実績報告書」については、決算終了後1ヶ月以内に遅滞なく提出されるよう指導するとともに、報告に係る会計経理、効果等についての審査及び必要があると認めるときは実地検査等を実施してください。
- (9) 各種団体・協議会等に対する負担金については、大分県市長会における見直し指針に基づき適切に対応してください。
- (10) 非常勤嘱託職員等の雇用にあたっては、その都度、事務事業の内容を具体的に検討し、必要最小限の雇用に努めてください。
- (11) 時間外勤務手当については、ノー残業デーの徹底、代休制度の活用、事務改善等により削減に努め、各課等に配分された予算の範囲内で執行してください。
- (12) 予定価格は契約締結の基本であり、契約金額の決定に重大な影響を及ぼすものであるため、「公共サービス基本法」の趣旨（適正な労働条件の確保、契約時の役割分担、リスク分担等の明確化等）を踏まえ、「別府市契約事務規則」の規定に基づいた適正な設定に努めてください。
- (13) 食糧費については、「要求書作成の手引き」の編成基準に沿って適正な執行に努めてください。
- (14) 広告料については、広告媒体の発行部数及び基準単価を確認し、その目的及び費用対効果を勘案した上で適正な執行に努めてください。
- (15) 市の外郭団体の予算執行についても本通達の主旨に準じた取扱いを行なうよう指導してください。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことに伴い、普通会計に加え、公営事業会計、第三セクターを含めた財政運営の健全性が判断されることとなり、地方公共団体の財政状況把握がより厳格化されたことから、第三セクター等については、常にその経営状況や運営体制等に留意し、必要に応じて指導、調整等を行ってください。

4 特別会計について

- (1) 各特別会計については、的確な経営分析を行い、徹底した経費の削減や事業の合理化及び歳入の確保を図り、独立採算の原則のもと、一般会計からの繰入金の縮減に努めてください。